

全体についての防火・防災管理に係る消防計画作成チェック表

作 成 す る 内 容		法令 根拠	該 当 認 認	作 成 チェック
I 総則				
第 1	目的及び適用範囲等	◎		
第 2	各事業所の管理権原者の責務等	◎		
第 3	各事業所の防火・防災管理者の責務	◎		
第 4	統括防火・防災管理者の責務	◎		
第 5	防火管理技能者の責務等 (▲防火管理技能者の選任が必要な場合)	★	▲	
II 予防管理業務				
第 1	火災予防のための点検・検査	◎		
第 2	避難施設の維持管理等	◎		
第 3	防火・防災教育等	◎		
III 自衛消防業務				
第 1	自衛消防隊の編成と活動	◎		
第 2	訓練	◎		
IV 震災対策				
第 1	震災に備えての事前計画	○※		
第 2	震災時の活動計画	○※		
第 3	施設再開までの復旧計画	○※		
V その他の災害対策				
第 1	大規模テロ等に伴う災害に係る自衛消防対策	●※		
第 2	大雨・強風等に係る自衛消防対策	●		
第 3	受傷事故等の自衛消防対策	●		
第 4	ガス漏えい時の自衛消防対策	●		
第 5	停電時の自衛消防対策	●		
VI 雑則				
別記	防火対象物等の管理権原者の権原の範囲	◎		
別表 1	全体についての防火・防災管理業務の一部委託状況表 (▲全体についての防火・防災管理業務の一部を第三者へ委託する場合)	◎	▲	
別表 2	全体についての防火・防災管理業務一部委託の契約書等の内容チェック表 (▲全体についての防火・防災管理業務の一部を第三者へ委託する場合)	◎	▲	
別表 3	統括防火・防災管理に係る協議に関する事項 (▲防火・防災管理協議会を設置する場合)	◎	▲	

別表４－１	自主検査チェック表「火気関係」	◎		
別表４－２	自主検査チェック表「閉鎖障害等」	◎		
別表５	自主検査チェック表「建物」	◎		
別表６	自主点検チェック表「消防用設備等」	◎		
別表７－１	防火対象物自衛消防隊の編成と任務（編成表）	◎		
別表７－２	防火対象物自衛消防隊の編成と任務（資格管理表）	◎		
別表７－３	防火対象物自衛消防隊の編成と任務（任務表）	◎		
別表８	営業時間外等の防火対象物自衛消防隊の組織編成表及び活動要領（▲営業時間内と異なる場合）	◎	▲	
別表９	一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄	○		
別表１０	施設の安全点検のためのチェックリスト	○		
別添え１	火災時の自衛消防活動要領	◎		
別添え２	震災時の自衛消防活動要領	◎		
その他				

- (備考) １ ◎印は、消防法第８条の２第１項に定める防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画を作成する上で、必要な項目である。
- ２ ※印は、消防法第３６条第１項において準用する同法第８条の２第１項に定める全体についての防災管理に係る消防計画を作成する上で必要な項目である。
- ３ ○印は、東京都震災対策条例第１０条に定める事業所防災計画を作成する上で必要な項目である。（全体についての消防計画の中でも定めることが望ましい項目である。）
- ４ ★印は、火災予防条例第５５条の３の２第１項に基づく防火管理技能者の選任等の項目である。
- ５ ●印は、火災予防条例第５５条の４に基づく自衛消防対策の項目である。
- ６ ▲印は、該当する場合に定める項目である。
- ７ 作成チェック欄は、統括防火・防災管理者が、全体についての消防計画を作成するに当たり、必要項目を確認し、作成したものについて「✓」印でチェックする。
- ８ 防火対象物等の実態に合わせて作成する別記・別表・別添えについては、別記等の空欄に記入する。

I 総則

第1 目的及び適用範囲等

1 目的

この計画は、消防法に基づき、統括防火・防災管理者が_____の全体

↓自衛消防組織の設置が必要な場合

についての防火・防災管理上必要な業務に係る事項（▲及び自衛消防組織に係る事項）を定め、防火・防災管理業務を適正に実施し火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この全体についての消防計画を適用する者の範囲は、_____に勤務し、出入りする全ての者とする。

3 各管理権原者の権原の範囲等

防火対象物等の各管理権原者の権原が及ぶ範囲については、別記「防火対象物等の管理権原者の権原の範囲」のとおりとする。

↓全体についての防火・防災管理業務の一部を第三者に委託する場合

▲4 全体についての防火・防災管理業務の一部委託

(1) 計画の適用

この計画は、委託を受けて全体についての防火・防災管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）についても適用する。

(2) 全体についての防火・防災管理業務の一部委託状況

別表1「全体についての防火・防災管理業務の一部委託状況表」のとおり

(3) 受託者との契約内容のチェック

統括防火・防災管理者は、防火対象物等の全体についての防火・防災管理業務の適正化を図るため、受託者が実施する防火・防災管理業務について、別表2「全体についての防火・防災管理業務一部委託契約書等の内容チェック表」に基づき、委託契約等の内容を確認する。

(4) 委託者からの指揮命令

受託者は、この計画に定めるところにより、各管理権原者及び統括防火・防災管理者、防火対象物自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

(5) 委託者への報告

受託者は、受託した全体についての防火・防災管理業務について、定期に統括防火・防災管理者に報告する。

第2 各事業所の管理権原者の責務等

1 各管理権原者の責務

- (1) 各管理権原者は、それぞれの消防計画に基づき、防火・防災管理者に防火・防災管理上必要な業務を適正に行わせる。
- (2) 各管理権原者は、統括防火・防災管理者が防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な業務を適切に行うことができるよう相互に協力する。

2 統括防火・防災管理者の選任及び届出

- (1) 全ての管理権原者の協議により、統括防火・防災管理者を定め、防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な業務を行わせる。事業所の入退去等により各管理権原者が変更になったときも同様とする。
- (2) 前(1)の協議は、 _____
によって行う。
- (3) 管理権原者は、統括防火・防災管理者を定めたときは、消防機関に届け出る。

↓主要な者等方式で届出する場合

- ▲(4) 前(3)の届出は、防火対象物等における各管理権原者のうちの主要な者として _____
_____を指定し、その代表者名をもって行う。

3 全体についての消防計画の作成及び届出

- (1) 各管理権原者は、統括防火・防災管理者に、全体についての消防計画の作成及び消防機関への届出をさせる。

↓主要な者等方式で届出する場合

- ▲(2) 前(1)の届出は、前2、(4)のとおり各管理権原者のうちの主要な者を指定し、その代表者名をもって行う。
- (3) 各事業所の消防計画は、全体についての消防計画に適合させる。

↓ 防火管理技能者の選任が必要な場合

▲ 4 防火管理技能者の選任等

- (1) 各管理権原者は、各防火・防災管理者及び統括防火・防災管理者が行う高度化、複雑化した防火・防災管理上必要な業務を補助するために、協議して防火管理技能者を選任する。
- (2) 防火管理技能者の選任は、防火・防災管理協議会又は自衛消防組織に関する協議会により、有資格者を指定する。
- (3) 各管理権原者は、防火管理技能者に防火管理業務計画を作成させ、消防法令及び火災予防条例の規定並びに全体についての消防計画及び防火管理業務計画に従い、防火管理業務の補助を行わせる。

↓ 防火・防災管理協議会を設置する場合

▲ 5 防火・防災管理協議会の設置

管理権原者の協議の方法として、_____防火・防災管理協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- (1) 協議会は、会長（代表者）、副会長及び会員（以下「協議会構成員」という。）により構成し、別表 3 に示すとおりとする。
- (2) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (3) 会長は、協議会の開催に際し必要と認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。
- (4) 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。
- (5) 協議会の事務局は、_____に置く。

↓ 自衛消防組織の設置が必要な場合

▲ 6 自衛消防協議会及び自衛消防組織の設置

火災の初期の段階における消火活動、消防機関への通報、在館者の避難誘導その他の火災の被害の軽減のために必要な業務を行う自衛消防組織に関する協議会（以下「自衛消防協議会」という。）を設置し、次のとおり審議事項、自衛消防組織の統括管理者の選任等に関する事項を定める。なお、自衛消防協議会の構成は、防火・防災管理協議会と兼ねるものとする。

項 目	内 容
自衛消防協議会の審議する事項	① 自衛消防組織に係る協議事項の審議、承認に関すること。 ② 自衛消防組織に係る装備等に関すること。 ③ 自衛消防訓練に関すること。 ④ その他必要な事項
統括管理者の選任	① 自衛消防組織に統括管理者を置く。 ② 統括管理者は防火対象物自衛消防隊長とする。 ③ 統括管理者には、自衛消防業務講習修了者等の資格者を当てる。
統括管理者の責務	① 自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう自衛消防組織を統括する。 ② 統括防火・防災管理者に対し、自衛消防活動に関する事項を報告する。
自衛消防組織の業務の範囲	① 自衛消防組織は、本防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な業務を行う。 ② 隣接する防火対象物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、防火対象物自衛消防隊長の判断に基づき、本建物に設置されている消防用設備等を有効に活用し、活動する。 ↓ 応援協定等が締結されている場合 ▲ ③ 近隣建物等に対する応援出場は、_____に定める協定の範囲内とする。
届出	自衛消防協議会で協議され、了承された自衛消防組織の設置又は変更については、自衛消防協議会の会長が自衛消防協議会構成員を代表して消防署長に届け出る。

第3 各事業所の防火・防災管理者の責務

各事業所の防火・防災管理者は、統括防火・防災管理者の指示を遵守するとともに、次に掲げる防火・防災管理上必要な事項について統括防火・防災管理者に報告又は承認を受ける。

報告項目	内 容
事業所の防火管理関係	① 防火・防災管理者の選任又は解任の届出について ② 事業所の消防計画を作成又は変更の届出について ③ 事業所の消防計画に定める消防機関への報告及び届出について ④ 事業所の消防計画に定めた訓練の実施について ⑤ 事業所の収容人員や用途を変更するとき ⑥ 防火・防災管理業務の一部を委託又は防火管理者の業務を委託するとき
点検・検査の結果関係	① 防火対象物等の法定点検の実施及び結果について ② 消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の法定点検の実施及び結果について ③ 建築物等の定期検査の実施及び結果について ④ 消防機関が行う検査等の実施及び結果について ⑤ 防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を確認したとき及びそれらを改修したとき
火気・危険物関係	① 臨時に火気を使用するとき ② 大量の可燃物を搬入するとき ③ 危険物又は引火性物品を貯蔵・取り扱うとき
使用状況の変更関係	① 内装改修又は改築等の工事を行うとき ② 用途（一時的含む。）を変更するとき ③ 客席又は避難通路の変更を行うとき ④ 火気設備・火気器具（以下「火気設備・器具」という。）又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき ⑤ 催物を開催するとき
その他	① 統括防火・防災管理者から指示された事項を履行したとき ② その他火災予防上必要な事項

第4 統括防火・防災管理者の責務

統括防火・防災管理者は次に掲げる業務を行う。

業務項目	内 容
監督・指示業務	全体についての防火・防災管理業務を行う上での、各防火・防災管理者へ必要な指示
訓練業務	防火対象物等全体で行う消火、通報、避難訓練の定期的な実施
避難施設の維持管理業務	防火対象物等の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理
消防隊の支援	消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導
計画の作成・届出	全体についての防火・防災管理に係る消防計画の作成、消防機関への届出
その他	防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な業務

↓防火管理技能者の選任が必要な場合

▲第5 防火管理技能者の責務等

- (1) 防火管理技能者は、統括防火・防災管理者及び各防火・防災管理者の指示を受けて防火管理業務計画を作成し、次に掲げる防火管理業務の補助を行う。

業 務
① 自衛消防の組織の編成に関すること。
② 防火対象物等の火災予防上の自主検査に関すること。
③ 消防用設備等の点検及び整備に関すること。
④ 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。
⑤ 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関すること。
⑥ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。
⑦ 防火上必要な教育に関すること。
⑧ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の防火対象物等における初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供その他の自衛消防活動に関すること。
⑨ 自衛消防活動に係る訓練の実施に関すること。
⑩ 防火管理についての消防機関との連絡に関すること。
⑪ 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関すること。
⑫ 消防計画及び全体についての消防計画の作成及び変更に関すること。
↓自衛消防組織の設置が必要な場合
▲⑬ 消防法第8条の2の5第1項に規定する自衛消防組織に関すること。
⑭ その他防火管理上必要な業務に関すること。

- (2) 防火管理技能者は、防火管理業務の補助を行う上で、防火担当責任者及び火元責任者その他の防火管理業務に従事する者に対する指示を行うとともに、必要な報告を求めることができる。
- (3) 防火管理技能者は、災害等発生時における防火対象物自衛消防隊長不在時の代行者兼副隊長（技術的補助者）及び自衛消防訓練指導者としての業務を行う。

Ⅱ 予防管理業務

第1 火災予防のための点検・検査

1 自主的に行う点検・検査

統括防火・防災管理者は、区域、項目ごとに検査実施者を指定し、自主点検・検査を行う。

(1) 出火防止、避難安全の確認は、毎日行う。

① 出火防止の確認は、別表4-1の『自主検査チェック表「火気関係」』により行う。

② 避難安全等の確認は、別表4-2の『自主検査チェック表「閉鎖障害等」』により行う。

(2) 建物及び消防用設備等の確認は、____月頃と____月頃に行う。

① 建物の確認は、別表5『自主検査チェック表「建物」』により行う。

② 消防用設備等の確認は、別表6『自主点検チェック表「消防用設備等」』により行う。

↓消防用設備等に特例が適用されている場合

- ▲(3) 統括防火・防災管理者は、特例適用について申請内容が適正に維持管理されているかもあわせて実施するとともに、事業所の防火・防災管理者に対しても同様に実施するように指示する。

↓防火対象物点検報告又は防災管理点検報告が必要な場合

▲2 防火対象物等の法定点検（防火対象物点検報告又は防災管理点検報告）

(1) 防火対象物等の法定点検は、_____の責任により行う。

(2) 各管理権原者は、点検に必要な場所への立入りを認めるなど、点検が適切に実施できるよう相互に協力する。

(3) 点検を実施する場合は、事業所の防火・防災管理者等が立ち会う。

3 消防用設備等の法定点検（消防用設備等点検報告）

(1) 消防用設備等の法定点検は、_____の責任により行う。

(2) 各管理権原者は、点検に必要な場所への立入りを認めるなど、点検が適切に実施できるよう相互に協力する。

(3) 点検を実施する場合は、事業所の防火・防災管理者等が立ち会う。

4 点検後の対応

(1) 点検・検査結果の記録

統括防火・防災管理者は、防火対象物等及び消防用設備等の法定点検の結果を取りまとめ、各管理権原者に報告するとともに、その取りまとめた記録を防火管理維持台帳に3年間保管する。

(2) 不備欠陥等の改修

各管理権原者及び統括防火・防災管理者は、点検・検査により明らかになった不備欠陥について、速やかに改修するための必要な措置を図るものとする。

第2 避難施設の維持管理等

1 避難施設の維持管理

統括防火・防災管理者は、廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等について、次の事項を遵守し適正に維持管理する。

(1) 避難口、廊下、階段、通路等の避難施設

- ① 避難の障害となる施設又は物品を設けない。
- ② 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持する。
- ③ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持する。

(2) 安全区画、防煙区画等

- ① 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる設備又は物品を置かない。なお、防火戸の開閉位置と他の部分とを色別しておく。
- ② 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かない。

(3) 避難経路の案内

統括防火・防災管理者は、防火・防災管理者及び防火・防災管理業務に従事する者に廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設を把握させるとともに、必要に応じて避難経路図等を掲出する。

2 放火防止対策

統括防火・防災管理者は、放火防止対策について事業所の消防計画に定めさせるほか、次の対策を推進する。

- (1) 建物内外の可燃物等の除去
- (2) 物置、空室、雑品倉庫等の施錠管理の徹底
- (3) 挙動不審者への声掛け
- (4) 死角となりやすい廊下、洗面所等の可燃物の除去
- (5) その他

3 工事中等の安全対策

- (1) 統括防火・防災管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う事業所の防火・防災管理者等と協力して「工事中の消防計画」を作成し、所轄消防署長へ届け出る。
- (2) 統括防火・防災管理者は、各事業所が行う用途変更・間仕切変更・内装等の変更工事等又は催物の開催など不定期に行われる工事等に関し、必要に応じて、工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い、法令適合の確認や火気管理等の防火・防災上の確認を行う。

第3 防火・防災教育等

1 防火・防災教育

- (1) 各管理権原者は、統括防火・防災管理者や各事業所の防火・防災管理者をはじめ火元責任者その他の防火管理業務に従事する者に対する知識及び技能の向上を図るため、消防機関等が実施する防火・防災関連行事に積極的に参加させる。
- (2) 統括防火・防災管理者は、防火・防災管理業務に従事する者に対して、防火・防災管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行う。
- (3) 防火・防災管理業務に従事する者に対する防火・防災教育は、_____実施し、その内容は、次による。

- ① 全体についての防火・防災管理に係る消防計画の内容の周知
- ② 各事業所の権原の範囲とその責務等
- ③ 防火対象物自衛消防隊の編成とその任務
- ④ 消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱要領
- ⑤ 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設の維持管理

↓防災センターがある場合

- ▲⑥ 防災センターの役割とその重要性
 - ⑦ 地震対策及びその他の災害が発生した場合の自衛消防活動に関する事項
 - ⑧ その他火災予防上及び自衛消防上必要な事項
- (4) 各事業所の従業員に対する防火・防災教育は、事業所の防火・防災管理者が作成した事業所の消防計画に基づき実施する。

2 法定資格者の育成・管理

管理権原者は、当建物に義務付けられた法定資格者の種別と、従業員の資格保有状況を把握し、人員の不足がないよう管理する。

また、統括防火・防災管理者は、資格者の変更の連絡を受けた時には、別表7-2「防火対象物自衛消防隊の編成と任務(資格管理表)」を修正するとともに、その旨を消防機関へ連絡する。

↓防火・防災管理の再講習が必要な場合

▲(1) 甲種防火管理再講習・防災管理再講習

新規講習を修了した防火・防災管理者は、講習修了後又は再講習修了後、法令に基づき再講習を受講する。(※再講習が義務付けられない事業所を除く。)

↓防災センターがある場合

▲(2) 防災センター勤務員の教育

防火対象物自衛消防隊の本部隊員となる防災センター勤務員の教育は、統括防火・防災管理者が実施計画表を作成し、個人及び全体の教育を実施し、その都度効果確認を行い記録しておく。

↓資格者の配置が必要な防災センターがある場合

▲(3) 防災センター要員の育成等

防災センターにおいて、消防用設備等の総合操作盤及び制御装置等の監視、操作等に従事し、及び災害等が発生した場合に自衛消防の活動を行う者は、自衛消防技術認定証を有し、かつ、防災センター技術講習又は防災センター実務講習を修了し、防災センター要員講習修了証の交付を受けた者(以下「防災センター要員」という。)を置くため、管理権原者は、防災センター要員の育成及び講習の受講促進を計画的に行う。

↓自衛消防活動中核要員が必要な場合

▲(4) 自衛消防活動中核要員の資格管理

- ① 各管理権原者は、従業員に対して自衛消防技術認定証を取得させ、計画的に自衛消防活動中核要員を養成する。
- ② 各防火・防災管理者は、自衛消防活動中核要員を自己事業所の消防計画の資格管理表に記載するとともに、資格者の変更の都度、防火対象物自衛消防隊長に連絡する。

(5) 応急救護に関する資格（上級救命講習修了者等）管理

統括防火・防災管理者は、各事業所の応急救護に関する資格保有者を把握し、防火対象物本部隊の応急救護班及び防火対象物地区隊の応急救護班として配置するよう、各管理権原者と事前に協議し、救命講習等の受講を促進する。

また、各管理権原者は、従業員の応急救護に関する資格の取得を推進する。

Ⅲ 自衛消防業務

第1 自衛消防隊の編成と活動

1 防火対象物自衛消防隊の編成

- (1) 管理権原者は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、防火対象物自衛消防隊を、別表7のとおり編成する。
- (2) 防火対象物自衛消防隊には、防火対象物本部隊及び防火対象物地区隊を編成する。

① 防火対象物本部隊

- ・ 防火対象物本部隊には、防火対象物自衛消防隊長及び班を置く。
- ・ 防火対象物自衛消防隊長は、_____がその任務に当たる。
- ・ 防火対象物自衛消防隊長には、その任務の代行者を定める。
- ・ 班は、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班とし、各班には班長を置く。（各班に必要な人員は各事業所が分担する。）

↓ 自衛消防組織の設置が必要な場合

- ・ ▲防火対象物本部隊の各班長には、自衛消防業務講習修了者等の資格者を充てる。
- ##### ↓ 防災センターがある場合
- ・ ▲防災センターを防火対象物本部隊の活動拠点とし、防災センター要員を防火対象物本部隊に配置する。

② 防火対象物地区隊

- ・ 防火対象物地区隊に防火対象物地区隊長及び班を置く。
- ・ 防火対象物地区隊の組織及び任務は、各事業所の消防計画に定める。
- ・ 火災、地震その他の災害等が発生した場合、防火対象物地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに防火対象物自衛消防隊長へ状況を適宜報告、連絡する。
- ・ 班は、通報連絡（情報）班、初期消火班、避難誘導班、安全防護班、応急救護班とし、各班に班長を置く。

↓ 自衛消防活動中核要員が必要な場合

- ▲(3) 防火対象物自衛消防隊には、自衛消防活動中核要員を配置する。
 - ① 自衛消防活動中核要員は、自衛消防技術認定証を有する者を当てる。
 - ② 防火対象物本部隊に本部中核要員を置く。
 - ③ 地区中核要員は、防火対象物地区隊に配置し、地区中核要員担当区域における任務に当たる。

↓防災センターがある場合

▲④ 防災センター要員は、本部中核要員に編成する。

⑤ 自衛消防活動中核要員の装備等は、次による。

装 備	① 本部隊の自衛消防活動中核要員等に必要な装備等は、協議会構成員が共同して整備する。 ② 地区隊の自衛消防活動中核要員等に必要な装備等は、協議会構成員が整備するものとし、各事業所の消防計画に定める。 ③ 装備の一覧は次のとおりとする。 [個人用装備] ・ 防火衣…………… ___着 ・ ヘルメット…………… ___個 ・ 警笛…………… ___個 ・ 携帯用照明器具… ___器 ・ 携帯用無線機……… ___機 [隊用装備] ・ 消火器…………… ___本 ・ とび口…………… ___本 ・ ロープ…………… ___本 ・ 携帯用拡声器……… ___器 ・ 救出用具（バール、ジャッキ等）… ___個 ・ 担架…………… ___基 ・ 応急手当用具（包帯、三角巾等）… ___セット
	① 本部隊の自衛消防活動中核要員等の装備等は、防災センターに保管し、必要な点検を行い、常時使用できる状態に維持管理する。 ② 地区隊の装備等の管理は、各事業所の消防計画に定める。

↓防災センターがある場合

▲(4) 防災センターには、防災センター要員を配置する。

- ① 防災センターにおいて、消防用設備等の総合操作盤及び制御装置等の監視・操作等を常時行うことができるよう集中して管理する。
- ② 統括防火・防災管理者は、災害活動上必要な情報並びに防災センターの機能及び人員を有効に活用して、防災センターを中心とした自衛消防活動体制を確立し、維持管理を行う。
- ③ 全ての協議会構成員（各管理権原者）は、災害活動の拠点となる防災センターに、災害活動上必要な情報を提供するとともに、統括防火・防災管理者が防災センターを中心とした自衛消防活動体制を確立し、維持管理できるよう協力しなければならない。
- ④ 管理権原者は、防災センター管理計画で定めた限界時間内に、火災対応行動が行える防災センター要員の体制を確保する。

2 防火対象物自衛消防隊の活動範囲

- (1) 防火対象物自衛消防隊の活動範囲は、防火対象物全体とする。
- (2) 近接する建物等からの火災で延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、防火対象物自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

3 防火対象物自衛消防隊の任務

① 防火対象物本部隊
- 本部隊は、初動対応及び全体の統制を行う。 - 本部隊の通報連絡（情報）班は、本部員として活動拠点における任務に当たる。 - 本部隊の初期消火班、避難誘導班、応急救護班、安全防護班は、現場員として災害等発生場所における任務に当たる。 - 防火対象物自衛消防隊長は、防火対象物地区隊長が不在となった区域で火災が発生した場合、現場に駆け付ける現場員のうち1名を指揮担当に指定し、その他の現場員の活動指揮に当たらせる。 - 現場員は、防火対象物地区隊長が不在となった区域で火災が発生した場合、指揮担当の指揮下で、情報収集、初期消火、避難誘導、応急救護、安全防護の任務に当たる。
② 防火対象物地区隊
- 地区隊は、自己の担当する地区で発生する火災において、当該地区隊長の指揮の下に初動措置を行うものとし、その活動は各事業所の消防計画に定める。 - 火災が発生した区域を管理する地区隊以外の地区隊は、防火対象物自衛消防隊長の命令による自衛消防活動を行う。

4 防火対象物自衛消防隊長等の権限と責務

対 象	権限及び責務
防火対象物 自衛消防隊長	① 防火対象物自衛消防隊長は、防火対象物自衛消防隊の火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。 ② 防火対象物自衛消防隊長は、自衛消防協議会会長の命を受け、防火対象物自衛消防隊の機能が有効に発揮できるよう隊を統括するとともに、消防隊への情報提供等、消防隊との連携を密にしなければならない。
防火対象物 自衛消防隊長の 代行者	① 管理権原者は、防火対象物自衛消防隊長の代行者に対し、防火対象物自衛消防隊長の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。 ② 防火対象物自衛消防隊長の代行者は、防火対象物自衛消防隊長が不在となる時間帯に、代行の優先順位に従って防火対象物自衛消防隊長の任務を代行する。
防火対象物 地区隊長	① 防火対象物地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに防火対象物自衛消防隊長への報告、連絡を密にする。 ② 防火対象物地区隊長は、担当地区に直接影響ないと認めたときは、本部において防火対象物自衛消防隊長を補佐する。

↓営業時間内と自衛消防隊の組織編成及び活動要領が異なる場合

▲ 5 営業時間外等の防火対象物自衛消防活動体制

(1) 営業時間外等における自衛消防活動組織及び活動要領は、別表 8 に示すところによる。

↓防災センターがある場合

- (2) 営業時間外等に在館者がいる場合は、▲防災センター要員、守衛等は、定期的に巡回する等して火災予防上の安全を確保する。
- (3) 営業時間外等に無人となる場合は、火災発生等の連絡を受けた防火・防災管理者等は、直ちに現場に駆けつける。

6 消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導

(1) 情報提供

統括防火・防災管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した際に消防隊に対して情報提供するため、次に掲げる図書等を_____に配置する。

- ① 防火対象物等の概要表、案内図、平面図、詳細図、立面図、断面図、展開図、室内仕上げ表及び建具表
- ② 火気設備・器具の位置、構造等の状況を示した図
- ③ 緊急連絡先一覧
- ④ 防火・防災管理維持台帳

(2) 消防隊の誘導

火災、地震その他の災害等が発生した際は、防火対象物等の_____に消防隊の誘導のための配置員を置く。

7 火災時の自衛消防活動

別添え 1 の火災時の自衛消防活動要領により行動する。

8 震災時の自衛消防活動要領

別添え 2 の震災時の自衛消防活動要領により行動する。

第2 訓練

1 訓練の実施時期等

- (1) 統括防火・防災管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した場合、自衛消防隊が迅速かつ的確に所定の行動ができるよう、定期的に防火対象物等の全体についての自衛消防訓練を実施する。

また、訓練を実施する場合はあらかじめ「自衛消防訓練通知書」等により消防署長に通知する。

- (2) 訓練の実施時期等は次表のとおりとする。

訓練の種別	実施時期	備考
総合訓練 (消火、通報、避難訓練等)	おおむね____月____月	
※避難訓練	おおむね____月____月	

※年1回は地震火災を想定した総合訓練とする。

- (3) 統括防火・防災管理者は、訓練指導者を指定して、訓練の実施に当たらせる。

2 訓練時の安全対策

訓練指導者は_____とし、訓練時における自衛消防隊員の事故防止等を図るため、次の安全管理を実施する。必要により安全管理を担当する者を指定する。

時期	内容
訓練実施前	① 訓練に使用する施設、資器材、設備等は、必ず事前に点検を実施する。 ② 事前に自衛消防隊員の健康状態を把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示又は参加させない等の措置を講じる。
訓練実施時	① 訓練指導者は、安全を管理する者を訓練の状況全般が把握できる位置に、補助者等を安全管理上必要な箇所に配置して、各操作及び動作の安全を確認する。 ② 訓練実施時において、使用資器材、訓練施設等に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止するとともに必要な措置等を講じる。
訓練終了後	訓練終了後の使用資器材の収納時においても、十分に安全を確保させる。

3 訓練の実施結果

- (1) 自衛消防訓練終了後、統括防火・防災管理者は、訓練の実施結果を検証し、検討結果を各管理権原者に報告するとともに以後の訓練に反映させる。
- (2) 検討結果から、必要によりこの計画の見直しを行う。
- (3) 「自衛消防訓練実施結果記録書」を防火管理維持台帳に綴じて、訓練を行った日から3年間保存する。

Ⅳ 震災対策

第1 震災に備えての事前計画

管理権原者等は、震災に備えて、次の対策を行う。

対 策	内 容
任務分担	各管理権原者は、Ⅰ、第1、3の「各管理権原者の権原の範囲等」に基づき、実施区分ごとに点検、検査の任務分担を行う。
建築物等の点検及び補強	① 統括防火・防災管理者は、建築物及びこれに付随する工作物（看板、装飾塔等）の倒壊、転倒、落下防止の措置状況を把握し、必要に応じて補強する。 ② 統括防火・防災管理者は、東京都が作成・公表する地震の被害予測や区市町村が作成するハザードマップ等を定期的に確認し、防火対象物等に影響を及ぼす震災時の延焼、建物倒壊等の危険実態を把握する。
家具、じゅう器等の転倒、落下及び移動の防止措置	統括防火・防災管理者は、各事業所が実施する家具類の転倒・落下・移動防止措置状況を確認し、不備等がある場合は、各事業所の防火・防災管理者等に対して必要な措置を講じるよう促す。
危険物等の漏えい及び流出防止措置	統括防火・防災管理者は、各事業所が実施する危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の貯蔵及び取扱場所の点検を行い、転倒、落下、浸水などによる発火危険がある場合は、事業所の防火・防災管理者等に対して必要な措置を講じるよう促す。
火気設備・器具の点検及び安全措置	統括防火・防災管理者は、各事業所が実施する火気設備・器具の自動消火装置、燃料の自動停止装置等についての点検状況を確認し、不備がある場合は、事業所の防火・防災管理者等に対して必要な措置を講じるよう促す。
安全避難の確保及び点検	① 統括防火・防災管理者は、事業所が実施する避難施設及び防火設備の点検状況を確認し、不備がある場合は事業所の防火・防災管理者等に対して必要な措置を講じるよう促す。 ② 統括防火・防災管理者は、避難場所、一時集合場所を確認し、避難方法等の手段を検討する。

資器材及び非常用物品の準備及び確保	① 各管理権原者は、地震その他の災害に備え、救助・救護等の資器材及び非常用物品を準備する。 ② 統括防火・防災管理者は資器材及び非常用物品の点検整備を定期的実施する。
↓ 応援協定等が締結されている場合 ▲ 周辺地域の事業所、住民等との連携及び協力体制の確立	統括防火・防災管理者は、応援協定を締結した事業所と合同で訓練を実施する。 応援協定等の名称： _____ _____
警戒宣言発令時等の対応措置	① 警戒宣言が発せられた旨を各事業所に伝達する。 ② 防火対象物自衛消防隊長は、警戒宣言が発せられた場合には、防災センターに災害対策本部を設置し、各事業所が行う緊急点検及び被害防止措置等の進行管理等を行う。 ③ 防火対象物本部隊は、警戒宣言が発せられた場合、別表 7－3 に定める任務を行う。 ④ 警戒宣言が発せられた場合は、以下の対応をとる。 - 火気設備・器具の使用、喫煙及び危険物の取扱いを原則として中止する。やむを得ず使用しようとする事業所は、防火対象物自衛消防隊長の承認を得て、事業所の防火・防災管理者等の監視の下で使用し、出火防止等の安全対策を講じる。 - エレベーターは、運転を停止する（地震時管制運転装置付きのものを除く。）。 - 工事、高所作業等中止し、工事資器材等の安全措置を施す。 ↓ 営業時間内と異なる場合 ▲ ⑤ 休日、夜間等の営業時間外には、別表 8 に定める体制をとる。

連絡手段の確保	防火対象物自衛消防隊長は、電話の不通を想定し、自衛消防隊員との連絡の複数の手段及び手順をあらかじめ定めておく。
従業員等の一斉帰宅の抑制	① 公共交通機関が運行を停止し、当分復旧の見通しがない場合は、帰宅困難者の発生による混乱防止のため、従業員、児童、生徒等及び他の在館者（以下「従業員等」という。）が、施設内に待機できる体制を整えておく。 ② 統括防火・防災管理者は、震災時に従業員等の安全を確保するため、従業員等が安全に待機できる場所（施設内待機場所）及び防火対象物の備蓄品の維持管理を図る。 なお、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておく。 また、従業員以外の帰宅困難者用に、従業員用の備蓄の１０％程度を余分に備蓄する。 施設内待機場所： _____ 備蓄場所・備蓄品・・・別表 9 のとおり
災害予防措置	各管理権原者は、統括防火・防災管理者に対して、震災訓練等を実施した結果の確認及び検証並びに震災に備えての事前計画を見直し改善していく取組み（ＰＤＣＡ（計画→実行→検証→改善）サイクル）を行わせる。

第2 震災時の活動計画

管理権原者等は、震災発生時には、次により活動、措置等を行う。

項 目	内 容
任務分担	① 震度5強以上の地震が発生した場合又は地震被害の状況により必要と認める場合は、_____に災害対策本部を設置する。 ② 地震により防火対象物内で火災が発生した場合は、自衛消防隊の編成に準じて自衛消防活動を行う。 ③ 自衛消防活動は、地区隊ごとでの活動を原則とする。 ④ 事業所自衛消防隊長は、自己地区の被害・活動状況を把握し、防火対象物自衛消防隊長に適宜報告する。 ⑤ 被害のない地区又は活動の終了した地区の自衛消防隊は、防火対象物自衛消防隊長から活動の要請があった地区において、協力して活動を行う。
↓緊急地震速報を活用する場合 ▲緊急地震速報の活用	「緊急地震速報利活用マニュアル」を作成し、訓練及び防火・防災教育の機会を捉えて、緊急地震速報の受信方法、活用対策等について従業員等に周知しておき、有効に活用する。
地震時の自衛消防活動	各防火・防災管理者は、情報収集、初期救助・初期救護及び帰宅困難者対策等の震災時の活動について、事業所間の連携を図る。 それぞれの地区での活動を地区隊が受け持ち、本部隊は被害が最も大きい地区を優先して活動する。 ① 被害状況の把握 本部隊の通報連絡（情報）班は、周辺の被害状況を把握し、防火対象物自衛消防隊長に報告するとともに、その情報を地区隊に連絡する。 地区隊の通報連絡（情報）班は、それぞれの地区の被災状況を把握し、地区隊長に報告する。 地区隊長は、事業所の消防計画に基づく安全措置を講じ、被害状況及び建物、火気設備・器具の点検結果を併せて防火対象物自衛消防隊長に報告する。 防火対象物自衛消防隊長は、被害内容に対し、防火対象物本部隊及び地区隊長に必要な応急措置を講じるよう指示する。 防災センターの総合操作盤等の障害により、機器による情報収集ができなくなった場合は、速やかに情報連絡員を増強し、館内を巡回させ情報収集等を行う。 ② 災害情報の収集と伝達 防火対象物自衛消防隊長は、被害状況の把握と併せて、テレビ、ラジオ等から外部の情報を収集し、必要な情報を自衛消防隊員及び在館者に伝達する。

地震時の自衛消防活動	③ 初期救助、初期救護 本部隊の応急救護班は、地震発生時に倒壊建物等に挟まれたり閉じ込められた人の把握に努め、救出救護活動に当たる。 本部隊の必要な救出救護用資器材の装備（自衛消防活動中核要員等の装備を含む）は_____が準備し、_____で保管、管理する。 地区隊の応急救護班の任務と装備は各事業所の消防計画に定める。 周辺地域で救助や救護、消火等が必要な場合は協力する。 ④ 避難誘導 地区隊の避難誘導班は、それぞれの地区の従業員等を一時集合場所に誘導し、その人員を把握し、本部隊の避難誘導班員に報告する。 本部隊の避難誘導班は、一時集合場所に誘導された避難者を地区隊の避難誘導班と協力し、避難場所へ誘導する。 在館者等を避難場所等へ誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。 一時集合場所 _____ 避難場所 _____
↓ 応援協定が締結されている場合 ▲ 応援協定に基づく活動	防火対象物等内の安全が確認できた場合は、各事業所で締結する応援協定に基づく活動に移行し、その旨を防火対象物自衛消防隊長に報告する。
安否確認	防火対象物自衛消防隊長は、自衛消防隊員及び事業所の安否確認結果を把握する。
従業員等の施設内待機	① 防火対象物自衛消防隊長は、震災時に_____を用いて、「むやみに移動を開始しない」ことを従業員に徹底する。 ② 災害関連情報等を収集し、施設周辺の災害状況を確認するとともに、施設の安全点検のためのチェックリストの項目に従い、施設内で待機できるか判断する。 施設チェック項目・・・別表 10 のとおり ③ 管理権原者は、施設及びその周辺の被害状況から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、東京都や市区町村からの一時滞在施設等の開設情報等をもとに従業員等を誘導する。 ④ 防火対象物自衛消防隊長は、施設内の消防用設備等が損壊している場合、次の措置を行う。 ・施設内の火気設備・器具の使用中止 ・消火器の増設・設置位置の周知 ・定期的な巡回監視

従業員の帰宅	防火対象物自衛消防隊長は、災害発生状況や公共交通機関の運行状況、幹線道路の混雑状況等から判断し、従業員等が安全に帰宅できるようになった場合は、各地区隊長に対して、事業所の消防計画に定める時差退社計画表に基づく方面別の集団帰宅を促す。
▲その他必要な措置	▲津波対策… ▲液状化対策…

第3 施設再開までの復旧計画

管理権原者等は、次の措置等を行う。

項 目	内 容
施設再開の決定	施設の再開は、_____決定し、二次災害発生防止措置を行った後に、再開の時期等を決め各事業所に周知する。 地震後から使用再開までの安全措置等は、各事業所の消防計画による。
ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策	防火対象物自衛消防隊長は、ガス、電気、上下水道、通信途絶時は、非常用電源等の非常用物品を活用し対応する。
二次災害の発生防止	防火対象物自衛消防隊長は、震災後の二次災害防止のために、予防管理組織の編成に準じた実施区分ごとに、点検・検査を行い、次の措置を行う。 ① 火気設備・器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置 ② 危険物物品からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は立入禁止措置 ③ 倒壊、落下危険等のある場合の立入禁止措置
消防用設備等の使用可否の把握	二次災害の発生に備えて、消防用設備等の使用可否の状況を把握し、使用可能な消火器等を安全な場所に集結しておく。
復旧作業等の実施	統括防火・防災管理者は、復旧作業又は建物の使用を再開するときは、次に掲げる措置を講じる。 ① 必要に応じて、復旧作業に伴う立入禁止区域及び避難経路を指定する。 ② 復旧作業の工事人に対する出火防止等の教育を徹底する。 ③ 復旧作業をしながら建物を使用し事業活動を行う場合は、相互の連絡を徹底し監視を強化する。 ④ 通常と異なる利用形態となることから、立入禁止区域や避難経路に従業員及びその他防火・防災管理業務に従事する者に周知徹底する。

V その他の災害対策

第1 大規模テロ等に伴う災害に係る自衛消防対策

項 目	内 容
事前の備え	マスク、防護衣等の避難誘導のための資器材を配置した場合、定期に点検・整備を行う。
自衛消防隊の編成と任務	別表7「防火対象物自衛消防隊の編成と任務」に準じる。 この編成では対応が困難な場合、防火対象物自衛消防隊長は、担当を増強、移動するなどの対応により効果的な自衛消防活動を行わせる。
自衛消防隊の活動の原則	① 通報連絡、在館者の避難及び避難のために必要な最小限の身体防護措置を行う。 ② 行政機関からの指示等に従うことを原則とする。 ③ 自己事業所で発生した場合を除き、原則として屋内にとどまり行政機関からの指示を待つ。 ④ 防火対象物自衛消防隊長は、行政機関からの警報の発令等の情報を確実に収集できる体制をとり、在館者に確実に伝達する。 ⑤ 大規模テロ等に伴う災害と疑われる事案が発生した事業所は、速やかに防火対象物自衛消防隊長に連絡し、各事業所はそれぞれの消防計画に定める活動を行う。
避難誘導	行政機関から避難の指示がなされた場合、防火対象物自衛消防隊長は、パニック防止に配慮しながら、各地区隊の避難誘導班と連携して在館者を指定された場所まで避難させる。この場合、逃げ遅れる者がいないように、地区隊長に適宜、人員確認を行わせる。

第2 大雨・強風等に係る自衛消防対策

項 目	内 容
事前の備え	① 統括防火・防災管理者は、防火対象物等全体における大雨・強風等に備えて、建物内外の情報収集、水防用資器材の配置などの措置を講じる。 ② 排水溝等の雨水排水施設を清掃、整備する。 ③ 落下危険のある付属物の除去、固定措置を図る。 ④ 停電時等に正しい情報が入手できるようラジオ等を備えておく。 ⑤ 止水板、土のう、排水ポンプ等の水災害に対応する資器材を定期的に整備、点検する。 ⑥ 各事業所の防火・防災管理者等が、自主点検、検査にあわせて大雨・強風等による被害を未然に防止するための措置は、各事業所の消防計画に定める。
自衛消防隊の編成と任務	① 別表7「防火対象物自衛消防隊の編成と任務」に準じる。 ② 防火対象物自衛消防隊及び地下担当の地区隊を中心に活動する。ただし、防火対象物自衛消防隊長は人員が不足する場合等、必要に応じて他の地区隊に応援を求めることができる。
自衛消防隊の活動	① 大雨洪水警報の発令、急激な豪雨など、被害発生危険が高まった場合、防火対象物自衛消防隊長は、各防火・防災管理者に対して、事業所の消防計画に定める措置を行わせる。 ② 統括防火・防災管理者は、建物内外を定期的に巡回し、屋外に通じる窓や扉の閉鎖状況を確認する。 ③ 道路の冠水等、地下部分への浸水危険がある場合は、地区隊と協力し、次の措置を行う。 ・資器材の点検、排水ポンプの作動確認 ・地下部分への立入制限 ・エレベーターの使用制限

第3 受傷事故等の自衛消防対策

項 目	内 容
事前の備え	① 統括防火・防災管理者は、自衛消防隊員の応急救護能力の向上を図るため、各事業所の応急救護に係る資格保有者の状況を把握し、各管理権原者と事前に協議して、従業員の救命講習の受講等の促進を図る。 ② 各管理権原者は、本部隊に応急救護資器材を配置するほか、地区隊においても資器材を配置し、定期的に点検・整備を行う。
自衛消防隊の編成と任務	① 別表7「防火対象物自衛消防隊の編成と任務」に準じる。 ② この編成では対応が困難な場合、防火対象物自衛消防隊長は、担当を増強、移動するなどの対応により効果的な自衛消防活動を行わせる。
事故発生時の連絡体制	統括防火・防災管理者は、受傷事故等が発生した場合の連絡先を事前に定め、各自衛消防隊員に周知徹底を図る。
自衛消防隊の活動	① 各事業所の消防計画に定めるところにより、地区隊が初期対応を行い、本部隊に状況を報告し、必要な応援を仰ぐ。 ② 傷病者のそばにいる者は、応急手当を行う。状況により病院へ搬送又は救急車の要請（119番通報）を行う。 ③ 応急救護の知識・技術を持った者がいる場合は、応援要請を行う。 ④ 本部隊員は、玄関等から救急隊を、現場へ誘導する。 ⑤ 救急隊到着後は、救急隊員の指示に従う。

第4 ガス漏えい時の自衛消防対策

ガス設備等からのガス漏えいに伴うガス爆発及び中毒による災害を防止するための対策は、_____
_____のとおりとする。

第5 停電時の自衛消防対策

- (1) 自衛消防隊長は、停電復旧後の出火防止のため、電熱機器等の電源スイッチを切りコンセントを外すように防火対象物内の関係者に指示する。
- (2) 統括防火・防災管理者は、消防設備等及びその他防災設備が停止した場合は代替措置を実施する。
- (3) 停電復旧後は、統括防火・防災管理者は消防用設備等及びその他防災設備の機能が正常に復旧していることを確認する。

VI 雑則

本計画に基づき、経費を必要とする事業を行うときは、その都度協議し、経費の分担を決定する。

別記

防火対象物等の管理権原者の権原の範囲

所有者 (法人の場合は名称及び代表者氏名)			所有部分		権原の範囲	
番号	管理権原者 名称 (店舗名)	権原の範囲	番号	管理権原者 名称 (店舗名)	権原の範囲	
平 面 図						
階層			階層			

▲別表 1（全体についての防火・防災管理業務の一部を第三者へ委託している場合）

全体についての防火・防災管理業務の一部委託状況表

年 月 日現在

再受託者の有無		☐ 無 ☐ 一部有 ☐ 全部		
全体についての防火・防災管理業務の一部受託者の氏名及び住所等 〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕			受託者が再委託する場合 再受託者の氏名及び住所等	
氏 名（名 称） 住 所（所 在 地） 担 当 事 務 所（電 話 番 号） 所 在 地 電 話 番 号 〔教育担当者氏名〕 〔講習等種別・番号〕 〔教育計画〕				
受託者の行う全体についての防火・防災管理業務の 範囲及び方法については下記のとおり			再受託者の防火・防災管理業務の範 囲・方法については下記のとおり	
常 駐 方 法	範 囲	☐ 避難又は防火・防災上必要な構造及び設備の維持管理		☒ 同左
		☐ 消防・防災設備等の監視・操作業務		☒ 同左
		☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動		☒ 同左
		☐ 火災 ☐ 地震 ☐ その他()		☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左
		☐ 初期消火 ☐ 避難誘導 ☐ 通報連絡 ☐ その他()		☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左
	方 法	☐ 消火・通報・避難訓練の実施 ☐ その他()		☐ 同左 ☐ その他()
		常 駐 場 所		
		常 駐 人 員		
		委託する防火対象物の区域		
	巡 回 方 式	範 囲	☐ 避難又は防火・防災上必要な構造及び設備の維持管理	
☐ 消防・防災設備等の監視・操作業務			☐ 同左	
☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動			☐ 同左	
☐ 火災 ☐ 地震 ☐ その他()			☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左	
☐ 初期消火 ☐ 避難誘導 ☐ 通報連絡 ☐ その他()			☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左	
方 法		☐ 消火・通報・避難訓練の実施 ☐ その他()		☐ 同左 ☐ その他()
		巡 回 回 数		
		巡 回 人 員		
		委託する防火対象物の区域		
		委託する時間帯		
遠 隔 移 報 方 式	範 囲	☐ 消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務		☐ 同左
		☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動		☐ 同左
		☐ 火災 ☐ 地震 ☐ その他()		☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左
		☐ 初期消火 ☐ 避難誘導 ☐ 通報連絡 ☐ その他()		☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左
		☐ その他()		☐ その他()
	方 法	現場確認要員の待機場所		
		到着所要時間		
		委託する防火対象物の区域		
		委託する時間帯		

（備考） 「受託者の行う全体についての防火・防災管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付する。

▲別表 2（全体についての防火・防災管理業務の一部を第三者へ委託している場合）

全体についての防火・防災管理業務一部委託の契約書等内容チェック表

作 成 す る 内 容		チェック欄
1	名称・所在	
2	委託業務範囲等	
	(1) 範囲（全部、階数、一部等）	
	(2) 業務（一括、防災センター監視、警備、設備、清掃、駐車場等）	
	(3) 契約期間	
	(4) 受託者に防火管理上の権限を付与すること。	
3	受託者の厳守事項	
	(1) 契約内容を遵守すること。	
	(2) 消防法令に基づく管理権原者又は防火・防災管理者の指揮、命令に従うこと。	
	(3) 消防計画に基づき業務を行うこと。	
	(4) 消防関係法令並びに館内規則を遵守すること。	
	(5) 勤務日報の記録及び報告をすること。	
4	勤務体制等	
	(1) 方法（常駐、巡回、遠隔移報等）	
	(2) 常駐場所（防災センター、管理室、待機場所等）	
	(3) 時間、人数、巡回回数、到着所要時間	
	(4) 休日、夜間の体制	
	(5) 消防用設備等の取扱いマニュアルの設置	
	(6) 資格保有者数（自衛消防技術認定証、防災センター要員講習等）	
5	受託会社の行う派遣従業員への防火・防災教育、訓練の実施体制	
	(1) 教育担当者の配置	
	(2) 教育担当者による計画的な防火・防災教育、訓練実施状況（教育計画等）	
6	出火防止業務	
	(1) 火気使用箇所の点検等監視業務	
	ア 喫煙禁止場所における違反者に対する是正措置	
	イ 火気設備・器具等の点検及びガスの閉鎖状況確認	
	ウ 吸殻処理状況の確認	
	(2) 周囲の可燃物の管理等	
	ア 放火防止対策（建物外周や共用部分に放置された可燃物の処理）	
	イ リネン室、倉庫、ゴミ置場等の施錠	
7	避難又は防火・防災上必要な構造及び設備等の維持管理	
	(1) 避難施設（避難口、廊下、階段及び通路）における避難障害の有無	
	(2) 防火戸・防火シャッター閉鎖障害の有無並びに閉鎖状況	
	(3) 消防用設備等の管理、保全状況の目視点検、確認	
	(4) その他防災設備等の異常・故障表示の対応（防災設備不動作表示を含む。）	
	(5) 建物構造等の破損又は危険箇所の有無	
8	火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動	
	(1) 自衛消防隊の編成に基づく初動措置	
	(2) 火災の発見（人的、煙感知器、設備の起動表示等による発見）	
	(3) 火災状況の把握（受信機の表示、非常電話等による情報収集）	
	(4) 消防機関への通報（電話・火災通報装置等による通報）	
	(5) 避難誘導（非常放送の活用、避難方向の指示、エレベーター使用禁止）	
	(6) 初期消火（消火器、屋内消火栓等の活用）	
	(7) 空調設備の停止（給排気設備の停止）、エレベーターの呼び戻し（避難階への呼び戻しと停止）、排煙設備の起動（排煙設備の起動順位の設定）、非常口等の解錠（非常口扉の解錠）、防火戸閉鎖等（防火戸、防火ダンパー等の遠隔操作及び手動操作）	
	(8) 消火設備の起動（各種消火設備の遠隔起動操作及び手動操作）	
	(9) 火災以外の地震その他の災害等の発生時の措置（□地震、□その他の災害等（ ））	
	(10) 警戒宣言が発せられた場合の措置	
9	自衛消防訓練の実施	
	(1) 消防計画に基づく自衛消防訓練の実施	
	(2) 自衛消防訓練指導者	
10	その他	
	(1) 定期的な建物内外の巡回	
	(2) その他防火管理上必要な事項	
11	再委託をする場合の契約内容等の確認	

※ 契約書等の中に受託者に行わせる一部委託内容が定められているかどうか、該当する項目をチェックする。

▲別表 3（防火・防災管理協議会を設置する場合）

統括防火・防災管理に係る協議に関する事項

消防法第 8 条の 2 第 1 項及び同法第 3 6 条第 1 項において準用する規定に基づき、防火対象物及び建築物その他の工作物（以下「防火対象物等」という。）の統括防火・防災管理者の選任に係る協議について、下記のとおり定める。

記

1 協議会組織

防火対象物	名 称				
	所 在				
役 職 名		事 業 所 名	職・氏名	建物所有者との関係	電話番号等
会 長（代 表 者）					
副 会 長					
副 会 長					
統括防火・防災管理者					
※統括管理者・氏名					
※防火管理技能者・氏名					
事 務 局					
管理権原者一覧		別紙のとおり			

※該当する場合に記載する。

2 協議内容

(1) 組織の設置

- ア 防火対象物等の管理権原者及び統括防火・防災管理者を構成員として組織を設置する。
- イ 本組織には、管理権原者の中から会長、副会長を設ける。
- ウ 会長は、本組織を代表し、会務を統括する。
- エ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代行する。

(2) 統括防火・防災管理者等の選任及び届出

- ア 統括防火・防災管理者は、本組織において協議し、選任する。
- イ 統括防火・防災管理者の選任又は解任の届出については、本組織の会長名又は管理権原者の連名をもって消防署長に届け出る。

(3) 組織の運営

本組織は、統括防火・防災管理業務に関し、次の事項について協議し決定する。

- ア 統括防火・防災管理者の選任及び解任に関すること。
- イ 全体についての消防計画に関すること。
- ウ 全体についての消防計画に基づく訓練の実施に関すること。
- エ 避難上必要な施設の管理に関すること。
- オ その他防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要なこと。

(4) その他

本協議の規定により難しい場合又は疑義が生じた場合には、本組織にて協議のうえ、これを定めるものとする。

別紙

管理権原者一覧

番号	管理権原者の住所・氏名 (連名で届出する場合の届出者)	防火・防災管理者 職・氏名	使用階等	電話番号
1	住 所 会社名等 氏 名			
2	住 所 会社名等 氏 名			
3	住 所 会社名等 氏 名			
4	住 所 会社名等 氏 名			
5	住 所 会社名等 氏 名			
6	住 所 会社名等 氏 名			
7	住 所 会社名等 氏 名			
8	住 所 会社名等 氏 名			
9	住 所 会社名等 氏 名			
1 0	住 所 会社名等 氏 名			
1 1	住 所 会社名等 氏 名			
1 2	住 所 会社名等 氏 名			
1 3	住 所 会社名等 氏 名			
1 4	住 所 会社名等 氏 名			
1 5	住 所 会社名等 氏 名			
1 6	住 所 会社名等 氏 名			
1 7	住 所 会社名等 氏 名			
1 8	住 所 会社名等 氏 名			

別表 4－1

自主検査チェック表「火気関係」

月

検査実施者						担当区域		
日	曜日	検 査 項 目						
		ガス関係	電気関係	裸火関係	喫煙管理	火の元	放火防止	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
(備考) 不備欠陥がある場合には、直ちに統括防火・防災管理者に報告する。						統括防火・防災		
(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ☒…即時改修						管理者確認		

別表４－２

自主検査チェック表「閉鎖障害等」

実施責任者					担当範囲					
実 施 日 時										
実 施 項 目		確 認 箇 所	チェック状況		チェック状況		チェック状況		チェック状況	
避難障害										
閉鎖障害										
操作障害等										
備 考										

実施責任者					担当範囲					
実 施 日 時										
実施項目		確認箇所	チェック状況		チェック状況		チェック状況		チェック状況	
避難障害										
閉鎖障害										
操作障害等										
備 考										

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火・防災管理者に報告する。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ☒…即時改修

統括防火・防災管理 者 確 認		
-----------------	--	--

別表 5

自主検査チェック表「建物」

実 施 項 目 及 び 確 認 箇 所		検査結果
建 物 構 造	(1) 基礎部 上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠陥等がないか。	
	(2) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	(3) 天井 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆすみ、著しい変形等がないか。	
	(5) 外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。	
	(6) 屋外階段 各構成部材及びその結合部に、ゆすみ・ひび割れ・腐食・劣化等はないか。	
	(7) 手すり 支柱が破損・腐食していないか。また、取り付け部にゆすみ・浮きがないか。	
防 火 上 の 構 造	(1) 外壁の構造等 外壁の耐火構造等に損傷はないか。	
	(2) 防火区画等 ① 防火区画等の壁、天井等に破損がないか。 ② 自動開閉装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターが完全に閉まるか。 〔確認要領〕 ○ 常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ○ 煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ③ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ④ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑤ 防火区画の防火設備に近接して、延焼の媒介となる可燃性物件を置いてないか。 ⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。	
	(1) 廊下・避難通路 ① 有効幅員が確保されているか。 ② 火災の予防又は避難に支障となる施設又は物件はないか。 ③ 床面は、避難に際し、つまづき、すべり等が生じてないか。	
	(2) 階段 ① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ② 階段に敷物の類は敷かれていないか。（面積が2㎡以下のもの、防災性能を有するものを除く。） ③ 火災の予防又は避難に支障となる施設又は物件はないか。 ④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。	
	(3) 避難口・主たる通路に設ける戸 ① 次の出入口に設ける戸は、容易に開放できる外開き戸であるか。（劇場等以外で支障のないものは内開き可能） ア 屋内から直接地上に通ずる出入口及びその附室出入口 イ 避難階又は地上に通ずる直通階段及び附室の出入口 ウ 非常の際避難専用とするために設けた出入口 ② ①の戸を開放した場合に廊下、階段等の幅を有効に確保できているか。 ③ ①の戸を開閉に支障となる障害物がないか。	
	(4) 消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。	
	(1) 厨房設備（コンロ、レンジ、フライヤー等）、給湯器等 ① 可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。 ② ガス配管等は、亀裂、劣化、損傷していないか。 ③ 油脂を含む蒸気を発生させる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー及び排気ダクトは、清掃されているか。 ④ 防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。 ⑤ 煙突、排気筒及び排気ダクトに変形、損傷がないか。また、可燃物品から適正な距離が保たれているか。	
火 気 設 備 ・ 器 具	(2) 暖房器具（ガスストーブ、石油ストーブ等） ① 自動停止装置は、適正に機能するか。	

		② 火気周囲は、整理整頓されているか。		
電気設備・器具	(1)	変電設備		
		① 電気技術主任者等の資格を有する者が検査を行っているか。		
		② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。		
	(2)	電気器具		
		① タコ足の接続を行っていないか。		
		② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。		
危険物施設	(1)	少量危険物貯蔵取扱所		
		① 標識は掲げられているか。		
		② 掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。		
		③ 換気設備は適正に機能しているか。		
		④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。		
		⑤ 整理清掃状況は適正か。		
		⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。		
	(2)	指定可燃物貯蔵取扱所		
		① 標識は掲げられているか。		
		② 貯蔵取扱所周辺に火気はないか。		
備考				
検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	統括 防火・防災 管理者 確認

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火・防災管理者に報告する。
 実施しない設備、確認箇所は斜線とする。

(検査結果の凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

別表 6

自主点検チェック表「消防用設備等」

実 施 設 備	確 認 箇 所	点検結果
消 火 器 (年 月 日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。	
	(2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	(3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	
	(4) ホースに変形、損傷、劣化等がなく、内部に詰まりがないか。	
	(5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋 内 消 火 栓 設 備 泡 消 火 設 備 (移動式) (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
	(2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。	
	(3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	
	(4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例. 物品の集積など)	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	(3) 送水口の変形及び操作障害はないか。	
	(4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。	
	(5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
水 噴 霧 消 火 設 備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例. 物品の集積など)	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	(3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡 消 火 設 備 (固定式) (年 月 日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	(3) 泡のヘッドに詰まり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉 末 消 火 設 備 (年 月 日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置)	
	(2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。	
	(3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。	
	(4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋 外 消 火 栓 設 備 (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
	(2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。	
	(3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備 (年 月 日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。	
	(2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。	
	(3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自 動 火 災 報 知 設 備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	
	(4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。	
	(4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。	
漏 電 火 災 警 報 器 (年 月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。	
非 常 ベ ル (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 操作上障害となる物がないか。	
	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	

放送設備 (年 月 日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2) 試験的に放送設備により、放送ができるか確認する。	
避難器具 (年 月 日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。 (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっているか。 (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 (4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 (5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 (年 月 日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。 (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 (4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 (年 月 日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 (2) 道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。 (3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 (4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 (4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 (5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 (年 月 日実施)	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。 (2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。 (3) 表示灯は点灯しているか。	
備考		
検査実施者氏名		統括防火・防災管理者 確認

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火・防災管理者に報告する。

実施しない設備、確認箇所は斜線とする。

(点検結果の凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

別表 7 - 1

防火対象物自衛消防隊の編成と任務（編成表）

防火対象物自衛消防隊編成表__（__時間帯 __時__分～__時__分）

防災センター（該・否） 防火管理技能者選任（該・否）__名

自衛消防組織要員（法第8条の2の5）（該・否） 自衛消防活動中核要員（条則第11条の5）の必要算定人員 __名 必要担当区域数 __個

<防火対象物本部隊>

防火対象物自衛消防隊長
(統括管理者)

防火対象物自衛消防隊長の代行者
兼副隊長

通報連絡(情報)班 (__名)
班長 _____
班員 _____

初期消火班 (__名)
班長 _____
班員 _____

避難誘導班 (__名)
班長 _____
班員 _____

応急救護班 (__名)
班長 _____
班員 _____

安全防護班 (__名)
班長 _____
班員 _____

本部隊員のうち
本部中核要員の必要人員 __名

管
理
権
原
者

<防火対象物地区隊>

地区隊

地区隊長 _____

通報連絡(情報)班 (__名)
班長 _____
班員 _____

初期消火班 (__名)
班長 _____
班員 _____

避難誘導班 (__名)
班長 _____
班員 _____

応急救護班 (__名)
班長 _____
班員 _____

安全防護班 (__名)
班長 _____
班員 _____

地区中核要員担当区域 _____

地区隊員のうち
地区中核要員の必要人員 __名

地区隊

地区隊長 _____

通報連絡(情報)班 (__名)
班長 _____
班員 _____

初期消火班 (__名)
班長 _____
班員 _____

避難誘導班 (__名)
班長 _____
班員 _____

応急救護班 (__名)
班長 _____
班員 _____

安全防護班 (__名)
班長 _____
班員 _____

地区中核要員担当区域 _____

地区隊員のうち
地区中核要員の必要人員 __名

地区隊

地区隊長 _____

通報連絡(情報)班 (__名)
班長 _____
班員 _____

初期消火班 (__名)
班長 _____
班員 _____

避難誘導班 (__名)
班長 _____
班員 _____

応急救護班 (__名)
班長 _____
班員 _____

安全防護班 (__名)
班長 _____
班員 _____

地区中核要員担当区域 _____

地区隊員のうち
地区中核要員の必要人員 __名

別表 7－2

防火対象物自衛消防隊の編成と任務（資格管理表） ※（自衛消防組織及び自衛消防活動中核要員の配置が必要な対象物の場合）

防災センター（該・否） 防火管理技能者選任（該・否） ____名

自衛消防組織（法第8条の2の5）（該・否） 自衛消防活動中核要員（条則第11条の5）の必要算定人員 ____名 必要担当区域数 ____個

配 置 等		職 名 ・ 氏 名	保 有 資 格 等	特 記 事 項
管 理 権 原 者				
防 火 対 象 物 本 部 隊				
防 火 対 象 物 自 衛 消 防 隊 長				
防火対象物自衛消防隊長の代行者	(第1順位)			
	(第2順位)			
自 衛 消 防 業 務 講 習 修 了 者				
自 衛 消 防 技 術 認 定 者 (本部中核要員必要人員____名)				
地 区 中 核 要 員 担 当 区 域				
自 衛 消 防 技 術 認 定 者 (地区中核要員必要人員____名)				
地 区 中 核 要 員 担 当 区 域				
自 衛 消 防 技 術 認 定 者 (地区中核要員必要人員____名)				

※ 1 本表を新規に作成した場合は、自衛消防組織設置届にその写しを添付すること。
また、本表に変更があった場合は、変更の都度、最新の内容に修正し、管轄消防署へその変更内容を連絡すること。

※ 2 [自衛消防技術認定者]：自衛消防技術認定証の交付を受けている者 [自衛消防業務講習修了者]：自衛消防業務講習の課程を修了した者

※ 3 特記事項欄には、事業所自衛消防隊長が防火管理者の場合はその旨、代行者の代行可能時間帯、中核要員指定者等の内容を記入すること。

※ 4 一部委託先従業員の場合、特記事項欄に派遣元事業所名を記入すること。

別表 7－3

防火対象物自衛消防隊の編成と任務（任務表）

1 防火対象物本部隊の任務

班	災害等発生時の任務	警戒宣言が発せられた場合の組織編成	警戒宣言が発せられた場合の任務
通報連絡（情報）班	1 消防機関への通報及び通報の確認 2 館内への非常放送及び指示命令の伝達 3 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。） 4 災害状況（火災発生場所・焼損物の特定・延焼状況・損傷等の状況等）の情報収集 5 逃げ遅れた者・負傷者等の情報収集 6 防火対象物地区隊への情報収集 7 防火対象物地区隊との連絡調整、指示命令 8 消防隊の誘導及び消防隊への情報提供	通報連絡（情報）班は、情報収集担当として編成する。	1 報道機関等により東海地震注意情報及び警戒宣言発令に関する情報を収集し、防火対象物自衛消防隊長に連絡する。 2 周辺地域の状況を把握する。 3 放送設備、掲示板、携帯用拡声器等により在館者に対する周知を図る。 4 食料品、飲料水、医薬品等及び防災資器材の確認をする。 5 在館者の調査 6 その他
初期消火班	1 出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐	初期消火班は、点検措置担当として編成する。	建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講じる。
避難誘導班	1 出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放及び開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。
応急救護班	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供 4 逃げ遅れた者の救出	応急救護班は、情報収集担当として編成する。	上記の通報連絡（情報）班の任務と同様のほか、救出資器材等の確認をする。
安全防護班	1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置	安全防護班は、点検措置担当として編成する。	上記の初期消火班の任務と同様とする。

2 防火対象物地区隊の任務

班	災害等発生時の任務	警戒宣言が発せられた場合の組織編成	警戒宣言が発せられた場合の任務
通報連絡（情報）班	防火対象物本部隊への通報連絡及び隣接する他の防火対象物地区隊への連絡	通報連絡（情報）担当は、情報収集担当として編成する。	テレビ、ラジオ等により情報を収集する。
初期消火班	消火器等による初期消火及び本部隊初期消火班の誘導	初期消火班は、点検担当として編成する。	担当区域の転倒、落下防止措置を講じる。
避難誘導班	出火時における避難者の誘導	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	本部の指揮により、避難誘導を行う。
応急救護班	救出及び負傷者に対する応急処置	応急救護班は、応急措置担当として編成する。	危険箇所の補強、整備を行う。
安全防護班	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作	安全防護班は、点検担当として編成する。	上記の初期消火班の任務に同じ。

▲別表 8（営業時間内と自衛消防隊の組織編成及び活動要領が異なる場合）

営業時間外等の自衛消防隊の組織編成表及び活動要領

1 休日の指揮体制

2 夜間の指揮体制

3 活動要領

- (1) 火災を発見した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、ビル内残留者に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長、防火・防災管理者等関係者に別に定める緊急連絡網により急報するものとする。
- (2) 消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行う。
- (3) 活動に際しては、在館中の事業所の従業員が協力するものとする。
- (4) 休日、夜間などの営業時間外等の無人時に事業所火災直接通報又は代理通報を行う場合は、火災発生等の連絡を受けた防火・防災管理者等が現場に駆け付ける体制を確保する。

（緊急連絡先）

別表 9

一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄

備蓄場所	備蓄品 (1人分/日の備蓄量)		____人/3日分の備蓄量
____階 ____	食料品	アルファ化米(3食分)	
		乾パン(1缶)	
		缶詰(3缶)	
	飲料水	ミネラルウォーター(3リットル)	
	救急医療薬品類	消毒液	
		ばんそうこう	
		風邪薬	
	要配慮者用	簡易ベッド	
		簡易間仕切り壁	
		乳幼児用食品	
		粉ミルク	
		哺乳器	
		車いす	
	その他の物資	毛布・保温シート等(1枚/人)	
		簡易トイレ	
		敷物・ブルーシート等	
		携帯ラジオ	
		懐中電灯	
		乾電池(単1から単4)	
		使い捨てカイロ(3個)	
		ウエットティッシュ	
		非常用発電機	
		工具類	
		ヘルメット	
		軍手	
		地図(1都3県)	
		拡声器	
備蓄場所	備蓄品 (1人分/日の備蓄量)		____人/3日分の備蓄量
____階 ____	食料品	アルファ化米(3食分)	
		乾パン(1缶)	
		缶詰(3缶)	
	飲料水	ミネラルウォーター(3リットル)	
	救急医療薬品類	消毒液	
		ばんそうこう	
		風邪薬	
	要配慮者用	簡易ベッド	
		簡易間仕切り壁	
		乳幼児用食品	
		粉ミルク	
		哺乳器	
		車いす	
	その他の物資	毛布・保温シート等(1枚/人)	
		簡易トイレ	
		敷物・ブルーシート等	
		携帯ラジオ	
		懐中電灯	
		乾電池(単1から単4)	
		使い捨てカイロ(3個)	
		ウエットティッシュ	
		非常用発電機	
		工具類	
		ヘルメット	
		軍手	
		地図(1都3県)	
		拡声器	

別表 10

施設の安全点検のためのチェックリスト

点検項目		点検内容	判定 (該当)	該当する場合の 対処・応急対応等
施設全体				
1	建物（傾斜・沈下）	傾いている。沈下している。		建物を退去
		傾いているように感じる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
2	建物（倒壊危険性）	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		建物を退去
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。		建物を退去
		周辺地盤が大きく陥没または隆起している。		建物を退去
		隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
施設内部（居室・通路等）				
1	床	傾いている、または陥没している。		立入禁止
		フロア等、床材に損傷が見られる。		要注意/要修理
2	壁・天井材	間仕切り壁に損傷が見られる。		要注意/要修理
		天井材が落下している。		立入禁止
		天井材のズレが見られる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	廊下・階段	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		立入禁止
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。		点検継続 →専門家へ詳細診断を要請
4	ドア	ドアが外れている、または変形している。		要注意/要修理
5	窓枠・窓ガラス	窓枠が外れている、または変形している。 窓が割れている、またはひびがある。		要注意/要修理 要注意/要修理
6	照明器具・吊り器具	照明器具・吊り器具が落下している。		要注意/要修理
		照明器具・吊り器具のズレが見られる。		要注意/要修理
7	じゅう器等	じゅう器等が転倒している。		要注意/要修理/要固定
		書類等が散乱している。		要注意/要復旧
設備等				
1	電力	外部からの電力供給が停止している。（商用電源の途絶）		代替手段の確保/要復旧 →(例)非常用電源を稼働
		照明が消えている。		
		空調が停止している。		
2	エレベーター	停止している。		要復旧
		警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。		→メンテナンス業者に連絡
		カゴ内に人が閉じ込められている。		→メンテナンス業者または消防機関に連絡
3	上水道	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)備蓄品の利用
4	下水道・トイレ	水が流れない（溢れている）。		使用中止/代替手段の確保/要復旧 →(例)災害用トイレの利用
5	ガス	異臭、異音、煙が発生している。		立入禁止/要復旧
		停止している。		要復旧
6	通信・電話	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)衛星携帯電話、無線機の利用
7	消防用設備等	故障・損傷している。		代替手段の確保/要復旧 →消防設備業者に連絡
セキュリティ				
1	防火シャッター	閉鎖している。		要復旧
2	非常階段・非常用出口	閉鎖している（通行不可である）。		要復旧 →復旧できない場合、立入禁止
3	入退室・施錠管理	セキュリティが機能していない。		要復旧/要警備員配置 →外部者侵入に要注意（状況により立入禁止）

火災時の自衛消防活動要領

(通報連絡、情報収集)

【共通】

- 1 火災の発見者は、消防機関（119 番）への通報及び防災センターに場所、状況等を速報するとともに、周辺に火災を知らせる。
- 2 自動火災報知設備の発信機を押し、大声で叫ぶ等周囲に火災の発生を知らせると同時に、防災センターに火災の場所、状況等を速報する。
- 3 すでに消火された火災を発見した場合も、消防機関（119 番）へ通報する。
- 4 管理権原者、防火・防災管理者が不在のときは緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火・防災管理者へ連絡する。

【本部隊】

- 5 本部隊の通報連絡（情報）班は、次の活動を行う。
 - (1) 本部隊員として活動拠点における任務
 - (2) 現場確認者等から火災の連絡を受けた時の速やかな 119 番通報
 - (3) 火災確認後、速やかに、避難が必要な階の在館者への避難誘導放送
 - (4) 自衛消防隊長、地区隊長及び関係者への火災発生の連絡
 - (5) 避難が必要な階以外の階への火災発生及び延焼状況の伝達

【地区隊】

- 6 地区隊の通報連絡（情報）班は、次の活動を行う。
 - (1) 出火場所、火災規模、燃えているもの、延焼危険の確認
 - (2) 消火活動状況、活動人員の確認
 - (3) 逃げ遅れた者、負傷者の有無及び状況の確認
 - (4) 区画形成状況の確認
 - (5) 危険物等の有無の確認
 - (6) 前(1)～(5)の情報の自衛消防隊長又は地区隊長への伝達
 - (7) 情報収集内容の記録

(消火活動)

【共通】

- 1 初期消火班は、出火場所に急行し、自己の安全を確保した上で初期消火活動を行う。
- 2 初期消火班は、消火器や屋内消火栓などの消防用設備等を用いて消火する。

【本部隊】

- 3 本部隊の初期消火班員は、地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓設備等を活用して適切な初期消火を行うとともに防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。

【地区隊】

- 4 地区隊の消火活動は、初動措置に主眼をおき活動する。

なお、自己地区隊の担当区域外で発生した場合は、臨機の措置を行うとともに、自衛消防隊長等の指示により行動する。

(避難誘導)

【共通】

- 1 本部隊の避難誘導班員は、火災が発生した場合、地区隊と協力して出火階及びその直上階の者を優先して避難誘導に当たる。
- 2 避難誘導班は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。
- 3 エレベーターによる避難は原則として行わない。
- 4 屋上への避難は原則として行わない。
- 5 避難誘導班員の配置は、非常口、特別避難階段附室前及び行き止まり通路等とする。
また、忘れ物等のため再び入る者のないように万全を期する。
- 6 避難誘導は、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させる。
- 7 負傷者及び逃げ遅れた者等の情報を得たときは、直ちに本部に連絡する。
- 8 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れ者の有無を確認し、自衛消防隊の本部に報告する。

(安全防護措置)

【共通】

安全防護班員は、火災が発生した場合、排煙口の操作を行うとともに逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行う。

また、スプリンクラー設備作動後の制御弁の閉鎖等の水損防止作業や、その他施設に対する必要な措置を行う。

(応急救護)

【共通】

- 1 本部隊は、必要に応じ_____に救護所を設置し、地区隊の応急救護班と連携して活動を行う。
- 2 地区隊の応急救護班は、消防隊の活動に支障のない安全な場所に救護所を設置する。ただし、本部隊の応急救護班が救護所を設けた場合は、本救護所を活用し、本部隊と連携して必要な活動を行う。
- 3 応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとり、速やかに負傷者を病院に搬送できるように適切な対応をとる。
- 4 負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢、住所、電話番号、搬送病院、負傷箇所及び負傷程度等必要な事項を記録する。
- 5 逃げ遅れた者の情報を得た場合、現場へ急行し、特別避難階段、屋外避難階段等の安全な場所へ救出する。
- 6 負傷者の発生がなく、救護所設置の必要もない場合には、避難誘導班と協力し、逃げ遅れた者の有無の確認に当たる。

(その他)

↓自動火災報知設備と音声警報鳴動方式の放送設備が連動している場合

▲【本部隊】

- 1 自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めた時は、1名以上の防災センター要員等（本部隊の通報連絡班）を防災センター等に残し、他の者（本部隊の初期消火班、避難誘導班、安全防護班等）は消火器、マスターキー、携帯電話等を持って現場へ急行する。

- 2 現場へ急行した防災センター要員等は、自動火災報知設備の発信機を押すか又は非常電話等により防災センター等へ連絡する。
- 3 防災センター等に残った防災センター要員等（本部隊の通報連絡班）は、現場から火災である旨の連絡があった場合は、直ちに消防機関（119 番）へ通報する。また、火災の状況によっては必要により放送設備を手動に切替え必要な事項を放送する。
- 4 在館者（劇場等の観客、百貨店の顧客等）の混乱を防ぐため、従業員のみに分かる暗号文を放送する場合には感知器が発報した旨の放送の後に、放送設備を手動により起動させ暗号文を放送する。

↓自動火災報知設備等と連動した通報（事業所火災直接通報を含む。）を行っている場合

▲【本部隊】

- 1 自動火災報知設備が作動し、火災通報装置から消防機関へ通報された場合には、通報連絡班は消防機関からの着信信号を確認する。
- 2 誤作動により直接通報された場合は、非常停止ボタンを押し、通報を中止する。ただし、通報の中止が間に合わなかった場合は、電話からの 119 番により、誤作動であることを消防機関へ連絡する。

震災時の自衛消防活動要領

(消防機関への通報)

【共通】

- 1 消防機関への通報は、努めて防火対象物自衛消防隊本部隊が行う。ただし、火災が発生した場合又は防火対象物自衛消防隊へ連絡がとれないなど、緊急を要する場合は、事業所自衛消防隊の通報連絡班から通報し、通報後その旨を防火対象物自衛消防隊本部に通報する。
- 2 地震の被害状況により、電話回線が使用不能な場合は、近くの消防署へ駆けつけ、火災等の発生状況、救出、救護が必要な状況を通報する。

(初期救助、初期救護)

【共通】

- 1 応急救護班は負傷者が発生した場合、応急手当を行うとともに、地震の被害状況により緊急を要する場合は、救護所、医療機関に搬送する。
- 2 救助活動は、避難経路の安全を確保して実施する。
- 3 倒壊現場付近では、消火器や水バケツ等を準備し、不測の事態に備える。
- 4 救出の優先順位は、人命の危険が切迫している人から救出し、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。
- 5 チェーンソー等危険が伴う救出自資器材は、努めて機器の取扱いに習熟した者が担当する。
- 6 救出した人に対しては、救出した時間、場所等を記入した傷病者カードを掲示する。

【本部隊】

- 7 建物等の下敷きになっている者等救出が必要な者を発見した場合は、自衛消防隊長に報告するとともに、救出可能な場合は、周囲の者と協力して救出を図る。
- 8 倒壊建物に挟まれたり、閉じ込められた人の救出にあたっては、状況を自衛消防隊長等に知らせるとともに、救出作業及び要救助者の安全を確認しながら作業を行う。

(エレベーターの閉じ込めの対応等)

【共通】

- 1 エレベーターに閉じ込められた場合は、インターホンにより防災センター等に閉じ込められた旨を早急に連絡するとともに、けが人の有無等を伝える。

【本部隊】

- 2 エレベーターに閉じ込められた者を発見した者は、速やかに防火対象物自衛消防隊長等に報告し、エレベーター管理会社の緊急連絡先に連絡する。
- 3 速やかにエレベーターの位置を確認するとともに、インターホンにより内部に呼び掛けを行い、閉じ込められた者の有無を確認する。
- 4 閉じ込められた者に対し、エレベーター管理会社へ連絡した旨、地震の状況等を適宜連絡し、落ち着かせる。
- 5 防火対象物自衛消防隊長は、エレベーターが使用できない場合又は一部のエレベーターのみが動いている場合は、在館者に伝達するとともに、各階に掲示し、利用の自粛を図る。
- 6 研修の受講修了者等救出活動を行う技術・資格等を有する者がおり、エレベーター管理会社の到着が著しく遅れるなど緊急やむを得ない場合は、エレベーター管理会社の到着を待たずに、救出活動を行わせる。
- 7 エレベーター管理会社が到着した場合は、エレベーター停止位置等の情報を伝達し、現場まで誘導する。

(避難)

1 建物からの避難

【共通】

安全防護班は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。

【本部隊】

自衛消防隊長は、建物の倒壊危険等がある場合は、在館者を速やかに屋外へ避難させる。

【地区隊】

- (1) 営業の継続困難な場合は、救助活動等の自衛消防活動と並行して、客を屋外その他の安全な場所へ避難させる。
- (2) 事業所自衛消防隊長は、防火対象物自衛消防隊長と連携し、防火対象物全体での避難誘導に努める。
- (3) 事業所自衛消防隊長は、避難の指示が出るまで、照明器具や棚等の転倒落下に注意しながら柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で従業員等を待機させる。
- (4) 避難は原則として自衛消防隊長の指示又は防災関係機関の避難命令により行う。

2 避難場所等への避難

【共通】

- (1) 避難する際は、車両等を使用せず全員徒歩とする。
- (2) 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、避難の際には先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- (3) 避難経路は、道路状況、地域の被害状況等を考慮し、選定する。
- (4) 従業員等を避難場所等に誘導するときは、一時集合場所（ ）及び避難場所（ ）までの順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。

【地区隊】

避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行うとともに事業所自衛消防隊長にその旨を報告する。

(一斉帰宅の抑制)

【共通】

- 1 待機場所の設営
- 2 非常用物品の準備（食料、飲料水、寝具等）
- 3 名簿作成等による人員管理
- 4 災害状況、交通機関の運行状況等の情報提供
- 5 帰宅可能となった場合の支援資器材の準備（地図等）